

フードバンクさが 会則

第1章 総則

【名称及び事務所】

第1条 本会は「フードバンクさが」といい、事務所を以下に置く。

〒840-0813 佐賀市唐人1丁目1-14 よってこ十間堀

第2章 目的及び事業

【目的】

第2条 本会は、まだ食べられるのに捨てられる食品（フードロス）の削減と有効活用できる循環型社会を目指し、フードバンク活動を通じて、地域福祉の向上や食の大切さ、地球環境の大切さを考え、食への感謝の気持ちを大事にする共助社会づくりに寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は前条の目的を達成するため、個人情報の管理に細心の注意を払い、次のことを行う。

1. 福祉団体、子ども食堂など、ひとり親家庭、生活困窮世帯などの受益者の食品需要を把握する。
2. 食品流通の過程において生じる食品企業等の過剰生産、ラベルの間違い、包装の傷み、流通ルールなどの理由で流通できなくなった食品を企業・団体・個人から無償で譲渡を受け、これらの食品等を受益者に無償提供する。
3. 行政や他の支援団体と密接に連携し、効果的な支援をめざす。
4. フードバンク活動の普及啓発活動を行う。
5. その他本会の目的達成に必要な事項に関する事。

第3章 会員

【会員】

第4条 本会の構成員は、フードバンク活動に賛同し活動に協力する個人、団体をもって組織する。

1. 正会員は、会の目的に賛同し、会費をもって運営支援し、総会での議決権を有する。
2. 賛助会員は、会の目的に賛同し、会費をもって運営支援する。
3. 団体会員は、会の目的に賛同する団体で、会費をもって運営支援する。

【会費】

第5条 会員は、毎事業年度の会費を納入しなければならない。

2. 前項の会費の額は、総会の議決を経て別に定める。

第4章 役員

【役員を選任及び任期】

第6条 本会には次の役員をおく。任期は2年とし、再任は妨げない。

1. 代表 1名
2. 副代表 3名
3. 会計 1名
4. 監事 1名

【事務局】

第7条 役員会は必要に応じて事務局を設けることができる。

【役員の職務】

第8条 役員の職務は次の通りとする。

1. 代表は本会を代表し、円滑な運営に努める。
2. 副代表は代表を補佐し、代表が欠員の時は代表の職務を代行する。
3. 会計は、決算書の作成、各種事業会計の出納事務処理をし、事務処理に関し必要な書類を管理する。
4. 監事は、各種事業会計等の監査を行い、総会で報告する。

第5章 総会

【総会】

第9条 年に一度、正会員をもって総会を行う。総会では以下の事項について議決する。

1. 事業報告と決算報告
2. 事業計画及び活動予算
3. 会費の額
4. 役員選任
5. 解散、会則の改廃等その他運営に関する重要事項

第6章 会計

【事業年度】

第10条 本会の会計年度及び事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【収入】

第11条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入によってあてる。

附則

【実施の時期】

本会則は、本会設立の2019年3月21日から実施する

【事業年度の特例】

設立当初の事業年度は第10条の規定にかかわらず設立の日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。